

## 新型コロナワクチン接種に関するお知らせ

☎三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎0570-026-567

### 3回目接種の副反応について

ファイザー社と武田/モデルナ社、どちらのワクチンにおいても、おおむね1・2回目と同様の副反応が3回目の接種後7日以内に見られることが報告されています。接種後に副反応がみられる方は、東京都の副反応相談センター ☎03-6258-5802へご相談ください。

	ファイザー社	武田/モデルナ社
50%以上	接種部の痛み、疲労	接種部の痛み、疲労、頭痛
10~50%	頭痛、筋肉痛、悪寒、関節痛	筋肉痛、悪寒、関節痛、リンパ節の腫れ
1~10%	38度以上の発熱、接種部の腫れ・赤み、リンパ節の腫れ(※)	38度以上の発熱、接種部の腫れ・しこり、赤み・紅斑

※ファイザー社ワクチンのリンパ節の腫れは、接種後1カ月以内のデータ。

### 予防接種健康被害救済制度

一般的な予防接種で比較的好く起こる一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの副反応以外に、極めてまれではあるものの健康被害(病気になったり、障がいが残ったりすること)が生じることがあります。接種を受けたことによる健康被害であると厚生労働大臣が認定した場合、救済制度が受けられます。

※詳しくは、市ホームページまたは市コールセンター ☎0570-026-567へ。



2月13日(日)まで

## まん延防止等重点措置期間です

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、東京都にも「まん延防止等重点措置」が適用されています(2月2日時点)。

### ◆感染拡大防止にご協力をお願いします

- 不要不急の外出自粛や3密回避、換気などの基本的な対策を徹底
- 外出は混雑する時間や場所を避け、体調不良時には控える
- 会食が必要な場合は認証店、少人数、短時間で
- 感染の不安を感じる方などは、都のPCR等検査無料化事業 [HP](https://tokyo-kensasuishin.jp/) <https://tokyo-kensasuishin.jp/>を活用(検査需要のひっ迫により利用できない場合があるため、事前に会場へ在庫状況などをご確認ください)

### ◆まん延防止等重点措置に伴う三鷹市の対応

感染拡大防止のため、市内等の公共施設の利用について、次の通り対応しています。

◇**開館時間を午後9時までに短縮** 市民協働センター、生涯学習センター、SUBARU総合スポーツセンター、地区公会堂、福祉センター、三鷹駅前コミュニティセンター、三鷹国際交流センター、三鷹ネットワーク大学

◇**臨時休館** 川上郷自然の村(長野県南佐久郡川上村原591-362)

### ◆市内の感染者・退院者等の累計

都の公表内容を基に、市内の感染者数、入院・療養などを行っている方と退院された方の人数を市ホームページで公表しています。



(単位:人)

	月別感染者数	各月末時点の感染者の累計	各月末時点の退院者等の累計	各月末時点で入院・療養中等の方
令和3年11月	9	3,727	3,726	1
12月	6	3,733	3,731	2
4年 1月	1,793	5,526	4,255	1,271

## 全国瞬時警報システム Jアラートの情報伝達訓練

☎防災課 ☎内線4511

地震や武力攻撃などの発生時に備え、Jアラートを利用した情報伝達訓練を全国一斉に行います。市内の防災無線のすべてのスピーカーから、訓練用チャイムの後に、一斉に試験放送を流します。

☑ 2月16日(水)午前11時ごろ

◆**放送内容** 「これは、Jアラートのテストです(3回繰り返し)。  
こちらは、防災三鷹です」

※当日の災害発生状況や気象状況により中止する場合があります。  
※当日は、市ホームページ、市公式Twitter、安全安心メールでも試験放送と同内容の情報を配信します。

## 新型コロナウイルス感染症で自宅療養中の方へ

☎自宅療養者相談支援センター ☎内線4294・  
FAX 0422-24-7146・✉ [jitakushien@city.mitaka.lg.jp](mailto:jitakushien@city.mitaka.lg.jp)

医療機関からの発生届を基に、多摩府中保健所から電話またはメールが来ます。メールには、①療養期間の説明、②健康観察ツール「My HER-SIS(マイハーシス)」(※)の説明と体調悪化時の連絡先、③食料配送・パルスオキシメーター貸与・宿泊療養などの申込先(うちさぼ東京 ☎0120-670-440(24時間受付))が書かれていますので、必ずご確認ください。  
※スマートフォンから登録すると、健康状態が保健所と共有され、適切なフォローを受けることができます。

市では、3日分程度の食料品や生活用品、パルスオキシメーター(貸与)をご自宅へお届け(置き配)していますが、市内でも自宅療養者が急増しており、時間がかかっています。保健所の食料品などの配送(上記参照)もご利用ください。

## ご家族が感染したお子さんなどをお預かりします

☎☎ 宿泊施設の利用=子ども家庭支援センターりぼん ☎0422-40-5925へ、保育施設が休園となった場合の預け先の相談=子ども育成課 ☎内線2740へ

ご家族が新型コロナウイルスに感染し、お子さんの世話ができないとき、下記の要件を満たす場合に市内宿泊施設を利用することができます。また、保育施設が臨時休園となったお子さんで、ベビーシッター派遣などの利用ができない場合も、日帰りで利用できます。施設では保育士がサポートします。お気軽に問い合わせください。

◆**要件** ①施設の利用日前3日以内にPCR検査で本人の陰性が確認されている、②在宅での生活が困難、③民間事業所によるベビーシッター派遣などの利用が困難

## 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

1世帯当たり10万円を給付します

☎三鷹市臨時特別給付金コールセンター ☎0422-29-9617

### 対象世帯

①**住民税非課税世帯**=令和3年12月10日現在で三鷹市に住民登録があり、世帯全員の3年度住民税が非課税である世帯

※世帯の全員が、住民税が課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合は対象外です。

②**家計急変世帯**=申請時点で三鷹市に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて3年1月以降の家計が急変し、世帯員それぞれの3年1月~4年9月の任意の1カ月の収入または所得を12倍し、合計した金額が住民税非課税相当になる世帯(下表参照)

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養親族がいない世帯	100万円	45万円
配偶者・扶養親族(計1人)を扶養している	156万円	101万円
配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している	205万7千円	136万円
配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している	255万7千円	171万円
配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している	305万7千円	206万円
障がい者、寡婦、ひとり親、未成年	204万3千円	135万円

※同感染症の影響によらない減収は対象外です。

### 申請方法

①**住民税非課税世帯**=対象と思われる世帯の世帯主宛てに、2月2日に確認書を送付しました(3年1月2日以降に三鷹市に住民票を移した方には2月中旬までに送付予定)。確認書に必要事項を記入し、3カ月以内に同封の返信用封筒で返送してください。

②**家計急変世帯**=9月30日(金)までに申請が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

### 給付開始時期 2月下旬

不備のない確認書・申請書の受理日から、おおむね30日後の給付を予定しています。給付の進捗状況は、市ホームページでお知らせします。